

2020年3月5日

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、金融取引に関する 移転価格ガイダンスの 最終版を公表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

経済協力開発機構(OECD)は2020年2月11日、金融取引に関する移転価格ガイダンスを盛り込んだ最終報告書(以下、「[本報告書](#)」)を公表しました。本報告書は、税源浸食と利益移転(BEPS)の行動計画4と行動計画8-10に関するフォローアップ・ガイダンスとして公表されました。その目的は、「OECD多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」(以下、「[OECD移転価格ガイドライン](#)」)の2017年版に含まれる原則の金融取引への適用、特に第I章に基づく正確な描写の分析の適用を明確化することにあります。金融取引に関するガイダンスをOECD移転価格ガイドラインに盛り込むのは本報告書が初めてであり、移転価格の適用における一貫性を向上させ、移転価格をめぐる紛争と二重課税を軽減するのに役立つと思われます。

本報告書は、特に多国籍企業(以下、「MNE」)の資本構成との関連において、金融取引の正確な描写を取り上げています。本報告書はまた、財務機能、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ、保証、キャプティブ保険などの金融取引の価格設定に関連する特定の問題に対処しています。さらに、関連会社がOECD移転価格ガイドラインの第I章と第VI章のガイダンスに基づいてリスクフリー収益率とリスク調整後収益率を享受する権利を有している場合における、それらの収益率の決定に関するガイダンスも提供しています。本報告書はまた、取り上げている原則を解説するために、数多くの例を掲載しています。

本報告書において取り上げられている主要な項目は、以下のとおりです。

- ▶ **機能的な実体のないグループ内の貸し手:** 企業は、金融リスクを管理しコントロールするために必要な人的機能を持たない国におけるグループ内融資からの利益があるかどうかを検討する必要があります。そのような貸し手が享受する権利があるのは、リスクフリーリターンを超えないリターンに限られ、残余リターンは投資リスクをコントロールする当事者に配分すべきものとなります。
- ▶ **保証付き融資の実際的な描写:** 別のグループ会社による保証によってのみ借入を行うことができ、単独では資金を調達できなかったであろうグループ会社に対する融資が行われたかどうかを検討する必要があります。そのような取引は、保証人に融資が行われ、その後保証人から借り手への資本拠出が行われたものとして描写することができます。
- ▶ **融資条件の実際的な描写:** 本報告書は、取引の実際的な描写の重要性を強調しています。たとえば、10年間のタームローンは1年のリボルビングローンが10回連続したものとして描写することができ、その逆も考えられます。企業は、グループ内融資のすべての条件を検討し、それらの条件—金利だけでなく—が独立当事者間のものであることをどのように文書化するかを考慮する必要があります。
- ▶ **キャッシュプール:** 本報告書は、一般にキャッシュプールリーダーが実施するのは、調整機能が代理機能にすぎないと述べています。そのように機能のレベルが低いことを考えると、サービスプロバイダーとしてのキャッシュプールリーダーの報酬も一般に、同様に限定されます。ただし、本報告書は、より多くの機能を果たすキャッシュプールリーダーが存在していることも認めています。キャッシュプールリーダーが重要な所得を得ている企業は、キャッシュプールリーダーの従業員による信用リスク、流動性リスクその他のリスクに関するコントロール機能の実施に基づいて、そのような所得配分を裏付ける準備をする必要があります。徹底的な文書化が推奨されます。
- ▶ **信用格付け:** 本報告書は、グループ会社単体の格付けの決定と、グループに属することの効果(「ハロー効果」とも呼ばれる「暗黙のサポート」)の考慮について、詳細なガイダンスを提供しています。企業は、子会社の信用格付けを決定するためのグループのポリシーを本報告書に照らして検討し、特に経営難に陥っているグループ会社を支援する意欲と能力に関するグループの見解を検討する必要があります。

詳細

背景

2013年に開始されたOECD及びG20のBEPS行動計画の一環として、金融取引分野で最も頻繁に取り沙汰される移転価格の問題に関する詳細なガイダンスを策定することに焦点を当てた一連の作業が行われました。BEPS行動計画4とBEPS行動計画8-10に関する最終報告書は、金融取引の移転価格の側面に関するフォローアップ作業を命じました。この命令に基づき、「non-consensus(コンセンサスを得ていない)」ディスカッションドラフト(以下、「ディスカッションドラフト」)が2018年7月3日に公表されました¹。ディスカッションドラフトとは異なり、本報告書は、現在137カ国・地域が参加する包摂的枠組みの最終報告書として発行されました。このことは、本報告書が包摂的枠組みの加盟国・地域による承認を受けたコンセンサス文書であることを示唆していると考えられます。本報告書はまた、その内容がOECD移転価格ガイドラインに追加されると述べています。これはおそらく、OECD理事会勧告を通じて行われるものと思われるのですが、本報告書はその手続についても、新たなガイダンスが適用可能となる日付についても説明していません。本報告書のセクションA-Eは、OECD移転価格ガイドラインの新たな第X章として追加される一方、リスクフリー収益率とリスク調整後収益率の決定に関するガイダンス(セクションF)は、OECD移転価格ガイドラインの第I章に組み込まれることになっています。金融取引の移転価格の側面に関する具体的なガイダンスがOECD移転価格ガイドラインに盛り込まれるのは、今回が初めてとなります。

本報告書の構成

本報告書は、次の5つの主要なセクションに分かれています。

- ▶ OECD移転価格ガイドラインのセクションD.1におけるガイダンス(取引の正確な描写)との関係
- ▶ グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジなどの関連取引を含む財務機能
- ▶ 保証
- ▶ キャプティブ保険
- ▶ リスクフリー収益率とリスク調整後収益率

取引の正確な描写

本報告書のセクションBは、金融取引の正確な描写に関して従わなければならない原則を示しています。

融資と称する取引を融資とみなすべきかどうかの判断

本ガイダンスは、第I章の概念、特にセクションD.1に基づく実際の取引の正確な描写がMNEグループ内の企業の負債による資金調達と株主資本による資金調達のバランスにどのように関係するかについて詳述しています。従前のディスカッションドラフト同様、最終ガイダンスは、独立企業原則に沿った資本構成を決定することが可能であるとの概念を支持しています。最終ガイダンスは、「資本構成」という表現ではなく、「企業の負債による資金調達と株主資本による資金調達のバランス」と表現していますが、このことは実質的な変更を表すものではないように思われます。さらに、取引に関する取り決めが、全体としてみると、比較可能な状況においてビジネス上合理的に行動する独立企業が採用するであろう取り決めと異なるとみなされる場合、OECD移転価格ガイドラインのセクションD.2.(正確に描写された取引の認識)のガイダンスが当てはまる可能性があります。

本報告書は、価格設定の対象となる借入金額を算定するためのアプローチを示しています。また、負債による資金調達と株主資本による資金調達のバランスの問題と企業の利子損金算入の問題に対処するためのアプローチとして、国内法に基づいた別のアプローチを取ることができることを認めています。したがって、本ガイダンスは、各国が国内法に基づくアプローチを実施することを妨げることを意図するものではなく、第I章に基づく正確な描写も、借入と称する取引を借入として扱うべきかどうかを判断するための唯一のアプローチとして規定されたものとみなすべきではありません。本報告書は、融資の正確な描写及び資本構成の取扱いのための指標として用いることができる経済的に関連する特徴のさまざまな例を挙げています。

本報告書は、OECDモデル租税条約のコメントリーに対する変更の起草を担当するOECDの第1作業部会がOECDモデル租税条約の第9条のコメントリーに対する変更について合意したと述べています。本報告書はまた、そのガイダンスが既存のコメントリーと、提案されている変更点を反映した後のコメントリーとも整合していると述べています。ただし、これらの提案がいずれかの段階で大きく変更された場合、ガイダンスも修正される可能性があります。

商業上又は財務上の関係の特定

本報告書は、金融取引の正確な描写のためには、MNEグループが属する業界における事業の業績に影響する要因の分析が必要と規定しています。この点に関して、MNEグループのポリシーは、たとえばMNEグループがさまざまなプロジェクト間の資金ニーズにどのように優先順位を付けているか、MNEグループにおける特定のMNEの戦略的重要性、MNEグループが特定の信用格付けや負債資本比率の達成を目指しているか、MNEグループがその業界で見られる資金調達戦略とは異なる戦略を採用しているかどうかといった要素の検討を通じて、実際の取引の正確な描写に役立つ情報をもたらします。

さらに、当事者間の商業上又は財務上の関係と、それらの関係に付随する条件及び経済的に関連する状況も特定する必要があります。関連者間取引の分析同様、これには、取引の契約条項、果たす機能、使用される資産、引き受けるリスク、金融商品の特徵、当事者と市場の経済情勢、当事者が取っている事業戦略の検証が含まれます。

従前のディスカッションドラフトに対してコメント提出者から寄せられた疑問の一つは、第X章のガイダンスが金融サービス業界(例えば、銀行、ブローカーディーラー、保険会社)への適用を意図しているのか、それとも非金融グループの金融取引にのみ適用することを意図しているのかということでした。最終ガイダンスは、同章が金融サービス業界に適用されることを示唆しているものの、「関連するMNEが、一般に認められた業界標準(例えば、バーゼル要件)と整合する規制の対象となる金融サービス企業のように規制されている場合、それらの規制が当該企業に課す制約に相応の配慮をする必要がある」と述べ、さらに、移転価格ガイドラインの第I章における類似のガイダンスを参照するように指示しています²。

また、金融取引を締結する際に当事者が現実的に利用できるオプションを評価することの重要性と、当該オプションを貸し手と借り手双方の視点、すなわち両サイドの視点から検討することの重要性が強調されています。

実際の金融取引の経済的に関連する特徴

経済的に関連する特徴それぞれについて、金融取引との関連における具体的なガイダンスが提供されています。

契約上の取り決めに関して、本報告書は、書面による契約の条件は他の文書、当事者の実際の行為、及び比較可能な状況において一般に独立企業間の関係を支配する経済原則と併せて検討すべきと規定しています。

本報告書は、実際の金融取引を正確に描写するためには、機能分析が必要になると述べています。機能分析については、グループ内融資に関して貸し手及び借り手が果たす典型的な主要機能の概要が示されています。関連者である貸し手は、これらの機能すべてを独立した貸し手と同程度に果たすとは限らないとの認識が示されています。ただし、本ガイダンスは、貸し手が融資に関連するリスクをコントロールしていない場合、又はリスクを引き受ける財務能力を有していない場合、かかるリスクは、当該リスクをコントロールしており、かつ当該リスクを引き受ける財務能力を有している企業に配分すべきと規定しています。この場合、正確な描写の分析に基づき、リスクをコントロールしている企業がそのようなリスクがもたらす結果を引き受けることになり、貸し手が享受する権利があるのは、リスクフリーリターンを超えないリターンのみとなります。これは、資金調達とリスクに対するコントロールについて第I章と第VI章にすでに含まれているガイダンスを組み込んでいます。

移転価格との関連における融資取引の最も重要な特徴には、融資額、満期、返済スケジュール、融資の性質又は目的(企業間信用、M&A、モーゲージ等)、支払い優先順位、借り手の所在地、通貨、提供される担保、保証の有無と質、固定金利か変動金利かなどが含まれます。

金融取引を描写するための経済的状況として最も関連性が高いものには、中央銀行の貸出金利や銀行間指標金利、金融市場における事象(信用危機等)、通貨の相違、法令による規制や制限などのマクロ経済の動向などがあります。

関連する事業戦略の例としては、事業拡大(合併や買収)を追求するのか安定的な事業運営を追求するのか、MNEグループのグローバル資金調達方針、既存の借入及び株主持分などが挙げられています。

財務機能

本報告書の次のセクションは、MNEグループ内の財務機能における移転価格の側面について説明しており、グループ財務の管理が重要かつ潜在的に複雑な活動であることを認めています。集中化の度合いをはじめとする財務機能の組織編成は、MNEグループの構造とその事業活動の複雑さに左右されます。本報告書は、財務によって遂行される典型的な主要機能の概要を示しています。

新たなガイダンスによれば、一般に財務機能は、価値を創出する本業の事業活動の支援サービスにあたります。状況によっては、財務機能はより複雑になることがあり、相応の対価が支払われる必要があります。また、財務の活動はグループの経営陣が策定したビジョン、戦略、方針と密接に結び付き、その影響を受けていると認識されています。したがって、より高いレベルでの戦略的決定は通常、財務機能主導で行われるのではなく、グループレベルでの方針設定と関連して行われます。

グループ内融資

両サイドの視点

グループ内金融取引の商業的・財務的関係や経済的に関連する特徴を分析するにあたっては、貸し手と借り手双方の視点を考慮する必要があります。この点に関して、融資の提供と受入れに関連するリスクを考慮に入れなければなりません。グループ内部では特定の情報がより容易に入手できるため、関連企業は独立した貸し手と同じ情報収集プロセスを踏んでいないかもしれませんが、商業的に検討すべき事項は同じです。こうした検討事項には、信用力、信用リスク、経済状況などがあります。

信用格付け

本報告書は、独立した貸し手によって考慮される主要な要素の一つが借り手の信用力であることを認めています。この点に関して、信用格付けは、信用度を測るのに有用な尺度です。信用格付けは、定性的要因と定量的要因の組み合わせによって決まるため、信用格付けが同じ借り手の間でも、信用力に若干の差異が存在する可能性があります。スタートアップ企業や合併されたばかりの企業の場合など、特別な状況も考慮に入れる必要があります。さらに、本ガイダンスは、特定の債券発行について発行格付けを入手できる場合、全体的な発行体格付けよりも、この格付けを使用する方が適切であると規定しています。金融取引の価格設定にあたっては、使用した信用格付けの理由と選定を文書化することが重要となります。

信用格付けに近似する評価を行うために一般に公開されている金融ツールや手法を使用することに関しては、潜在的な問題を考慮すべきと指摘されています。こうしたツールが算出する結果は、直接的な比較対象に基づくものではなく、入力されるパラメーターの正確性に影響されますが、そうしたパラメーターは定性的要因を犠牲にして定量的要因を重視する傾向にあります。さらに、使用されるモデルと基礎となるアルゴリズムは、全般的に透明性が欠如しています。とはいうものの、本報告書は、商用信用格付けツールがグループ内融資の金利のベンチマーキング調査に役立つ可能性があることを認めています。

グループに属することの効果

本報告書によれば、グループに属することの効果は、金融取引を分析するにあたり二つの点で重要となります。第1に、借入の形式と条件がMNEが独立した貸し手と締結したであろう条件と類似しているかどうかの判断においては、グループ経営陣の外部資金調達に関するポリシーと慣行が参考になります。第2に、借り手であるMNEは、財政難に陥った場合、その金融債務を履行するためにグループから支援を受けることがあります。

本報告書は、借り手、又は借り手が発行した債券の信用格付けの決定においては、暗黙のグループサポートを考慮すべきと規定しています。暗黙のグループサポートのレベルは、グループ全体に対するその企業の相対的重要性、その企業と他のグループ企業とのつながり、その企業に対するサポートの有無の影響といった要因に左右されます。本ガイダンスは、MNEグループにおいて他のメンバーとのつながりが強いメンバーほど、その信用格付けはMNEグループの信用格付けと密接に結び付いたものになると説明しています。一方、暗黙のグループサポートが限定的か全くないグループメンバーの場合、単体での信用格付けのみに基づいて考慮した方が適切となる可能性があります。本報告書はまた、特定の状況、特に関連企業に対する暗黙のグループサポートが強い状況では、グループ格付けを使用することがグループ内融資の価格設定に適しているとの認識を示しています。

財務制限条項

財務制限条項に関しては、グループ内融資の状況では、これらの条項が含まれる可能性が低いことが言及されています。というのも、独立した貸し手に比べ、グループ内融資の貸し手は、情報の非対称性による不利な影響を受ける可能性が低く、また、財務制限条項の違反があった場合でも同種の措置を取る可能性が低いからです。財務制限条項が存在しない場合、取引の正確な描写に基づくと、両当事者間に事実上、財務制限条項が設けられているかどうかということと、融資の価格設定への派生的影響を検討する必要があります。

グループ内融資の独立企業間金利の決定

本報告書は、貸付市場の情報と分析が広く入手できることにより、通常、金融取引では他の種類の取引よりも独立価格比準(CUP)法の適用が容易だと述べています。結果的に、検証対象の融資の独立企業間金利は、十分に類似する条件とその他の比較可能な要因を有する融資又は現実的な代替取引(債券など)について同等の信用格付けを得ている他の借り手に関して一般に入手可能なデータを基準に、容易にベンチマークする(外部CUP法を用いて)ことができます。なお、内部CUP法の適用可能性も見逃すべきではありません。

本報告書は、貸し手が貸付金を調達するために負担した資金コストに、融資のアレンジメントに関して貸し手が負担した経費や融資処理の関連コスト、提案された融資に内在するさまざまな経済的要因と利ざやを反映したリスクプレミアムを加算して算定する金利設定アプローチの使用可能性について言及しています。本ガイダンスは、そのようなアプローチを使用する場合、競争市場における貸し手はビジネス獲得のために可能な限り低い金利を設定しようと努める可能性があることから、市場の貸し手の資金コストと比較した貸し手の資金コストに基づいて適用すべきと規定しています。資金コストアプローチを適用する場合、現実的に利用可能な借り手のオプション、すなわち代替的な取引を通じてより良い条件で資金を入手する能力を特に考慮する必要があります。

本報告書はまた、外部資本がグループ内の一つ又は複数の仲介会社を経由する形で最終的な借り手まで回される場合に資金コストアプローチが使われる状況についても説明しています。そのような場合、仲介会社は、その機能と実体に応じて、転貸機能についてのみ報酬を得ることもあれば、リスクプレミアムと利ざやを稼得する権利を有することもあります。

グループ内融資に関連するリスクプレミアムを計算する方法としてのクレジット・デフォルト・スワップの使用に関しては、クレジット・デフォルト・スプレッドに反映されている可能性があるデフォルトリスク以外の要素について、慎重に検討する必要があります。さらに、本報告書は、信頼できる比較可能な非関連者間取引を特定できない状況では経済モデル化ツールが役に立つ可能性があることを認めているものの、かかるモデルの結果は、実際の取引を表すものではなく、したがって比較可能性の調整が必要になる可能性が高いと述べています。

本報告書は、グループ内融資に対する外部銀行のオピニオンレターについて、これらの非公式のレターは実際の貸付の申し出ではなく、したがって実際の取引と比較可能とみなすことはできないとして、その比較可能性を否定しています。

キャッシュプーリング

本報告書は、キャッシュプーリングの取決めの正確な描写のためには、関連する残高に関する事実関係だけでなく全体としての取決めの状況を考慮に入れる必要があると述べています。キャッシュプールとの関連において検討すべき重要なポイントの一つに、シナジー効果の配分があります。この点に関して、本ガイダンスは、適切な報酬がキャッシュプールリーダーに配分されれば、これらの効果は一般にキャッシュプール参加者の間で分配されるとしています。もう一つの重要な検討事項として、取引を短期のキャッシュプール残高として扱うのが適切なのか、それとも事実関係から長期預金やタームローンとみなすべきかということがあります。

キャッシュプールリーダーの報酬

キャッシュプールリーダーの適切な報酬は、事実関係、キャッシュプーリングの取決めを取りまとめるために果たす機能、使用する資産、引き受けるリスクによって決まります。キャッシュプールリーダーが予め決定された目標残高を達成するために果たす機能が調整機能又は代理機能にすぎない場合、サービスプロバイダーとしてのその報酬は、これらのルーティンな機能に従って決定される必要があります。本報告書は、ノーショナル・プーリングの仕組みでは、多くの機能は主に銀行によって実施され、キャッシュプールリーダーがもたらす付加価値は、あるとしてもわずかだと述べています。調整機能と代理機能以外の活動は、より高い報酬が適切であることを示唆する可能性があり、そのような報酬には、キャッシュプールの借入ポジションと貸出ポジション間のスプレッドの一部又は全部の稼得が含まれます。

キャッシュプール参加者の報酬

キャッシュプール参加者の報酬は、プール内の借方と貸方の残高に適用される独立企業間金利の決定を通じて計算されます。キャッシュプール参加者へのシナジー効果の配分は通常、キャッシュプールリーダーの報酬が計算された後に行われます。すべてのキャッシュプール参加者が、キャッシュプールがない場合に比べて有利な状態にあるものと予想されます。キャッシュプール参加者にとっての便益は、借方と貸方の残高に対する有利な金利という形を取ることもありますが、恒久的な資金源へのアクセス、銀行に対する債権の縮小、その他の方法では入手できない流動性へのアクセスといった定性的な便益の形を取ることもあります。

相互保証

キャッシュプールの取決めは、キャッシュプール参加者間の相互保証と相殺権を必要とする場合があります。どのような状況でも特定の事実関係を常に考慮すべきですが、相互保証の実際的な結果が事実上、キャッシュプールリーダー、ひいては借り手による履行をサポートしなければグループの利益を損なうという認識を表すにすぎないことがあります。そのような状況では、保証に関連する便益は、MNEグループの暗黙のサポートに関連する便益を超えない可能性があります。全体的な事実関係がそのような結論を裏付ける場合、保証料の支払義務は生じません。一方、本報告書は、別のグループメンバーによる債務不履行の場合のサポートはすべて、資本拠出とみなされるべきと結論付けています。

ヘッジ

本報告書は、為替やコモディティ価格の変動などのリスクへのエクスポージャーを軽減する手段としてヘッジが通常のビジネスにおいて頻繁に使われることを認めています。独立企業は、そのようなリスクを引き受けるかヘッジするかを決定することができますが、MNEグループ内では、リスク管理とヘッジに対するグループのアプローチにより、これらのリスクが異なる方法で扱われることがあります。

本ガイダンスは、ヘッジに関連する財務機能は効率性と有効性を向上させるために一元化されることが多いと述べています。その結果、企業レベルではリスクがヘッジされていないものの、グループとしての観点からMNEのリスクがヘッジされている状況が生じます。事業会社が締結するヘッジ契約が財務によって一元的に取り決められていることは、サービスの提供とみなすことができ、そのサービスについて財務は独立企業の対価を得る必要があります。ただし、グループの財務会社又は他のグループ会社によってヘッジ契約が締結され、その結果として、グループとしてのポジションは保護されているものの、同じ会社内でポジションが一致しない場合には、より難しい移転価格の問題が発生する可能性があります。

財務保証

本報告書のセクションDは、法的に拘束力のある財務保証、すなわち明示的な保証についてガイダンスを提供しています。財務保証の正確な描写のためにはまず、受動的関係から生じる、すなわち黙示的な保証を通じて生じる経済的便益を超えて借り手に生じる経済的便益を検討する必要があります。この点に関して、2種類の経済的便益を区別する必要があります。第1の保証は、たとえば信用格付けの向上や借入コストの削減を通じて借り手の状態を向上させる保証です。そのような保証の価格設定は、融資の価格設定について説明されているのと同じ原則及び方法に従うこととなります。

第2に、借り手が信用格付けの向上に加えて借入能力を増やすことを可能にする保証もあります。そのような場合、融資のうち貸し手から借り手に対して行われた部分が正確に描写されているかどうか、あるいは事実上、保証人に融資が行われ、その後保証人から借り手への資本拠出が行われたものとみなすべきかどうかを判断する必要があります。その場合の保証料は、融資として正確に描写されている部分に対する保証料に限定されます。

グループに属することの効果

本報告書は、グループに属すること(受動的関係)から生じるいかなる便益も、手数料の支払いが必要となるサービスの提供とはみなされないと繰り返し述べています。明示的な保証が暗黙のグループサポートを超える期待便益を借り手にもたらす場合に限り、保証料が支払われることが期待されます。同じことが、キャッシュプールの文脈においても取り上げられている相互保証に当てはまる場合があります。相互保証の結果として暗黙のサポートを超える信用補完がグループメンバーに生じることは期待できず、報酬は正当化されないと結論付けられる可能性があります。本報告書は、そのような取決めに参加する関連者が債務不履行に陥った場合に提供されるサポートは、資本拠出とみなされるべきと規定しています。

保証人の財務能力

財務保証の正確な描写のためには、借り手が債務不履行に陥った場合に義務を履行する保証人の財務能力の検討も必要となります。保証人の信用格付けの評価以外に、保証人と借り手との間の事業上の相関関係、たとえば市場の悪材料が両当事者に同時に影響するかどうかといった要素も考慮する必要があります。

保証料の独立企業間価格の決定

財務保証の保証料の設定にはさまざまな方法があります。本報告書は、利用できる場合は非関連者間の保証を通じたCUP法の適用が独立企業間の保証料を算定するのに最も信頼できる比較可能なアプローチであると述べています。しかし、十分に比較可能な取引がないために、CUP法の適用が困難な場合があります。

イールドアプローチは、保証がない場合に借り手に生じる利子費用(暗黙のグループサポートを考慮に入れたもの)と保証がある場合の利子費用とのスプレッドを算定して、保証を受けた者に対する便益を定量化するものです。イールドアプローチを適用した結果のスプレッドは、借り手が保証のために支払ってもよいと考える保証料の最大額であって、その後の借り手と保証人との間の交渉の土台となるものを表します。

一方、コストアプローチは、借り手が債務不履行に陥った場合に保証人に生じる予想費用を数値化しようとするものです。予想費用は、期待損失の価値、あるいは保証人が引き受ける追加リスクに対応するために必要な資本を基準として算定することができます。通常、予想費用を数値化するために数多くのさまざまなモデルが使用されます。コストアプローチの結果は、保証人が受け入れてもよいと考える保証料の最低額であって、先の場合同様、その後の借り手と保証人との交渉の土台となるものを表します。

キャプティブ保険と再保険

セクションEは、キャプティブ保険会社を取り上げています。キャプティブ保険会社とは、所属するMNEグループの企業のリスクをカバーする保険契約を提供することに実質的に特化した保険事業を行う保険事業者又は企業のことです。また、「フロンティング」と呼ばれる再保険キャプティブに関して検討すべき事項も提示しています。セクションEは、キャプティブ保険に重点を置いています。MNEグループ内のグループ内再保険も取り上げられており、キャプティブ保険とは区別されています。

本報告書は、キャプティブ保険会社が契約上、自身に移転された保険リスクを引き受けており、当該リスクをコントロールすることができるかどうかを判断するための基準値の設定を取り上げています。リスク分析に関するOECD移転価格ガイドラインのパラグラフが、関連企業の保険事業と再保険事業にも同様に適用されます。具体的には、特定の引受機能を外部に委託する場合、コントロール機能をキャプティブ保険会社に配分できるように特別な配慮が必要となります。さらに、本報告書は、保険事業内でのリスク分散の重要性についても詳しく述べており、リスク分散を実現するさまざまな方法を説明しています。ガイダンスでは、リスク分散をはじめとするいくつかの指標を取り上げ、キャプティブ保険会社が真の保険事業を実施していると認められる場合には、それらのすべて又は実質的にすべてが満たされるとしています。十分な準備金がないことも、キャプティブ保険会社が保険事業以外の事業を行っていることを示唆する可能性があります。

キャプティブ保険の価格設定について、本ガイダンスは、キャプティブ保険会社と民間保険会社との間の機能的な差異と事業規模もしくは資本規模の差異などにより、CUP法の適用において実務上、難しい問題が生じかねないことを認めています。代替的な方法は、保険数理分析を用いて保険料の価格設定を行う方法ですが、そのような分析の結果は独立した当事者間の実際の取引を表すものではなく、したがって比較可能性の調整が必要となる可能性が高いことに留意する必要があります。

本報告書では、グループシナジーと代理店販売という2つのシナリオが取り上げられています。本ガイダンスは、グループ企業が一体となって再保険市場に保険リスクのポートフォリオを提示する手段としてキャプティブ保険会社が利用される場合、保険料の軽減という便益は、被保険者である企業間で配分すべきと結論付けています。

リスクフリー収益率とリスク調整後収益率

本報告書の最後のセクションには、OECD移転価格ガイドラインの第1章に追加予定のガイダンスが含まれており、正確な描写に基づいて関連企業がリスクフリー収益率とリスク調整後収益率のいずれかを享受する権利を有している状況において、それらの収益率をどのように決定するかを説明しています。

本報告書によれば、企業が享受できるのがリスクフリー収益率のみの場合、かかる収益率を決定するにあたり、資金提供者の資金調達コストを考慮に入れる必要があります。他の制約にも従うことを条件として、この状況においても借り手は、独立企業間金利の損金算入をすることができますが、金利の差は、関連するリスクコントロール機能を実施している当事者に配分しなければなりません。リスクフリーレートを算定する方法は、同じ機能通貨と満期を有する特定の政府発行証券を参照することです。あるいは、銀行間金利、金利スワップレート又は高格付けの政府発行証券のレポ取引などを参照することも考えられます。

リスク調整後の期待収益率は一般に、リスクフリーレートと資金提供者が引き受けるリスクを反映するプレミアムという2つの要素で構成されます。リスク調整後レートの決定においては、資金提供者が資金調達活動に関連して引き受けたリスクと、資金提供を受けた当事者がその資金の使用に関連して引き受ける可能性のあるオペレーショナルリスクを区別することが重要となります。リスク調整後収益率を算定する方法としては、債券発行や融資などの比較可能な非関連者間取引に、比較可能な金融商品に関して入手可能な情報に基づくリスクプレミアムを加算する方法や資金コストアプローチなどが考えられます。

残念なことに、最終ガイダンスは、BEPS行動計画8-10に関する作業から未解決のまま持ち越した重要な問題点、すなわち投資リスクをコントロールする資金提供者に対する事後の(実際の)リターンに関する問題点に対処していません。そのような資金供給は、融資だけでなく、リスクの高い投資という形でリスクにさらされる資本にも関連しています(たとえば、大型の資本資産の取得に関連する資金供給及びリスクの引受け)。最終ガイダンスは、貸し手が資金供給した資産のリターンが期待リターンを上回った又は下回った場合でも、貸し手がアップサイド/ダウンサイドリターンを享受する権利を持たない例を残しているものの、投資が融資の形式で行われない場合、たとえば資金提供者が財務的にコントロールしているものの経営上コントロールしていない資産の直接投資という形式で行われた場合にどうなるかという問題に対処していません。

影響

金融取引に関するガイダンスがOECD移転価格ガイドラインに盛り込まれるのは今回が初めてとなるため、この新たなガイダンスは、OECD移転価格ガイドラインの発展における重要な一ステップとなります。本報告書は、包摂的枠組みに参加している137カ国・地域によって承認されており、したがってその重要性は、OECD加盟国を超えて及ぶこととなります。本報告書は、さまざまな重要なトピックについて異なる見解が可能であることを認めています。特に、負債による資金調達と株主資本による資金調達のバランスという問題に関して、新たなガイダンスは、国内法に基づき資本構成と利子損金算入に対して異なるアプローチを取ることができることを認めています。グループ内金融取引を行っているMNEグループは、グループの移転価格ポリシーが新たなガイダンスと整合しているかどうかを検討し、それらのポリシーを裏付ける証拠文書を整備しておく必要があります。

巻末注

1. 2018年7月6日付のEYグローバル・タックス・アラート『[OECD releases first discussion draft on transfer pricing aspects of financial transactions](#)』を参照。
2. 具体的には、最終ガイダンスは、同ガイドラインの第1章の脚注を参照するように指示しています。この脚注は、「本章、特にリスクに関する本セクションのガイダンスは、特定の業種に特化したものではない。リスクを負担する当事者がそのリスクに効果的に対応する能力を有していなければならないという基本的な概念は、保険業、銀行業及び他の金融サービス業にも当てはまるが、一方でこれらの規制業種は、リスクに係る取決め及びリスクを認識、測定、開示する方法を定めた規則に従う必要がある。規制企業に対するリスク配分に係る規制アプローチが考慮に入れられるべきであり、かつ「恒久的施設帰属利益に関する報告書」(OECD、2010年)に含まれる金融サービス業に特化した移転価格ガイダンスを適切に参照すべきである」と述べています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

仲上 潤

パートナー

jun.nakagami@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@Japan_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200305

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp